

# 南丹市指定管理者制度導入基本方針

平成20年11月制定

【平成26年1月改定】

【令和元年5月改定】

【令和2年3月改定】

【令和4年6月改定】

【令和5年3月改定】

南 丹 市

# 目 次

<b>I 指定管理者制度について</b>	
1. 制度の概要	2
<b>II 指定管理者制度の導入の考え方</b>	
1. 導入の経緯	3
<b>III 今後の指定管理者制度の運用について</b>	
1. 公の施設の管理運営方法等の見直し	3
2. 指定期間	5
3. 利用料金制度	6
4. 条例の制定	6
5. 個人情報保護	6
6. 指定管理者と市の責任分担	6
7. 指定管理者に対するモニタリングの実施	7
<b>IV 指定管理者候補者の選定前の手続き</b>	
1. 指定管理者の募集	8
2. 募集要項及び仕様書の作成	8
3. 公募の実施	8
4. 公募に係る申請を受け付ける期間	8
5. 申請者の資格	8
<b>V 指定管理者候補者の選定</b>	
1. 指定管理者候補者の総合評価による選定	9
2. 指定管理者選定評価委員会	9
<b>VI 指定管理者の指定</b>	
1. 指定の議決等	10
<b>VII 指定管理者の指定後の手続き</b>	
1. 協定の締結	10
2. 事業報告書等の提出	10
3. 適正な管理の監督、指示及び実施調査	11
4. 指定の取り消し及び業務の停止	11
5. 指定管理者の名称等の変更	11
6. その他	11
【資料1】 地方自治法（抜粋）	12
【資料2】 南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例	13

# I 指定管理者制度について

## 1. 制度の概要

### (1) 制度創設の目的・経緯

公の施設は、これまで公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人が管理運営の委託先として限定されてきましたが、多様化する市民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の運営管理に民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上と適正で効率的な管理運営を図ることを目的に平成15年6月の地方自治法の改正により指定管理者制度が創設されました。

### (2) 指定管理者制度の概要

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を地方公共団体が指定する法人その他団体に行わせようとする制度であり、個人を指定管理者として指定することはできません。ただし、一定の団体であれば必ずしも法人格は必要ではありません。

従来の管理委託制度と指定管理者制度との相違点は、下記の「表1」のとおりです。

「表1」 管理委託制度と指定管理者制度の相違点

管理委託制度（改正前）	指定管理者制度（改正後）
①管理受託者 ┌ ・ 地方公共団体の出資法人（1/2以上出資等） ・ 公共団体 └ ・ 公共的団体	①指定管理者 特別な制約を設けずに法人その他団体を条例に定める指定の手続き、議会の議決を経て、期間を定めて指定
②管理内容 ・ 地方公共団体の管理権限の下、具体的な管理業務を管理受託者が実施 ・ 管理権限は地方公共団体が保有 ・ 管理受託者による使用許可は不可	②管理内容 ・ 条例に定められた管理・業務の範囲において管理を代行 ・ 管理権限を指定管理者に保有させることができる。 ・ 指定管理者による使用許可も可能

※ 公の施設とは「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設」であり「その設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならない」とされています。（地方自治法第244条、244条の2）

### (3) 条例の制定・改正

指定管理者制度を導入する施設は、条例に次の事項を定めることとします。

- ア 指定の手続き（申請、選定基準、事業計画の提出等）
- イ 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件等）
- ウ 業務の範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可等）

#### ※参考

- ア…「南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」
- イ、ウ…個別の施設設置条例の一部改正

## Ⅱ 指定管理者制度の導入の考え方

### 1. 導入の経緯

指定管理者制度が創設され、本市の公の施設のうち従来の管理委託施設については、施設ごとに管理運営のあり方を見直し、指定管理者制度への移行を検証し、経過措置期間が終わる平成18年9月1日までに、下記の区分により指定管理者制度に移行しました。

#### ①公募により指定管理者を選定する施設

既委託施設のうち、民間企業のノウハウ等の導入により市民サービスの向上や、施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設は、民間企業等を広く公募の上選定する。

#### ②特別の条件を付し公募により指定管理者を選定する施設

施設の性格及び設置目的等、施設管理の代行とそれに密接に関連する施策・事業の推進を併せて代行させることが望ましい施設については、管理を代行する者の資格等に特別の条件を付し、公募の上選定する。

#### ③市の外郭団体等を引き続き指定管理者として選定する施設

既委託施設のうち、施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設立経緯及び組織体制の整備状況を踏まえ、管理を代行するものを特定する必要がある施設については、公募せずに従来の受託者を指定管理者として選定する。(例として、地域密着型施設(自治会館)などが考えられる。)

※ 公募しない場合としては、次のような場合が考えられる。

- ア 地域人材の活用など合理的な理由がある場合
- イ 当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合
- ウ 専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合
- エ 施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

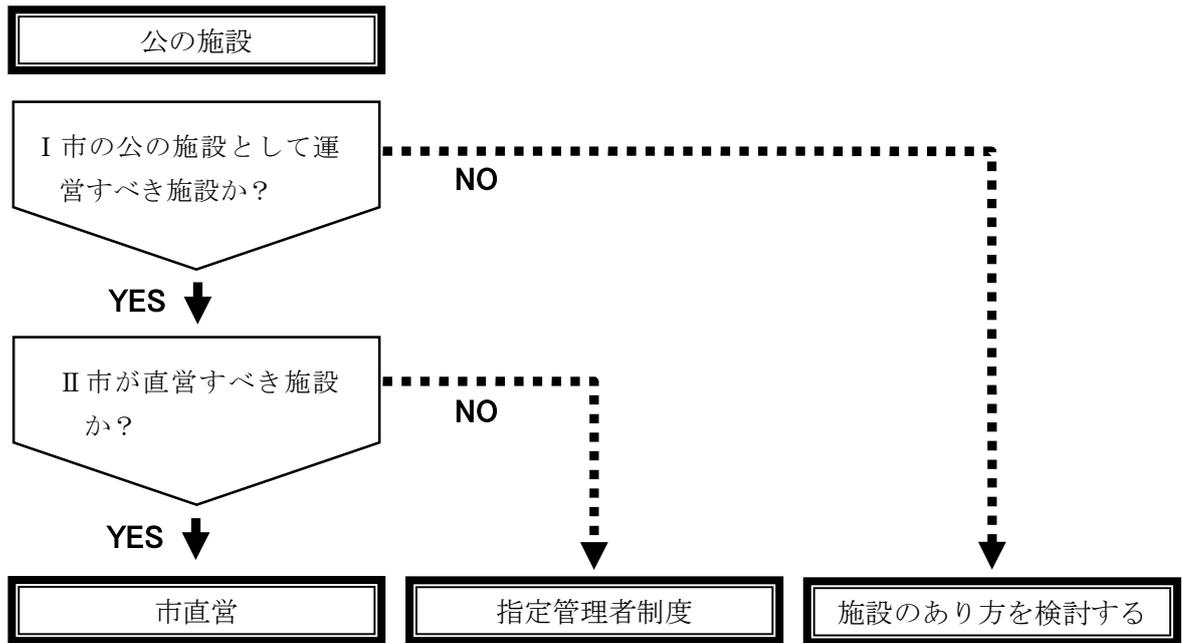
## Ⅲ 今後の指定管理者制度の運用について

### 1. 公の施設の管理運営方法等の見直し

公の施設の設置目的や果たすべき役割等を踏まえながら、次の「図1」公の施設の管理運営方法等の見直しプロセスフローチャート図に従い、施設のあり方や管理運営方法を根本的に見直し、指定管理者制度の運用について検討を行います。

特に施設の利用状況等から、管理運営方法、管理運営経費の負担のあり方等について検討を行ない、実情に応じた管理運営方法に移行します。

公の施設の管理運営方法等の見直しにより、指定管理者制度を導入すべきとした施設については、下記の区分に応じた考え方に基づき、継続的に検証を行い、積極的に公募による指定管理者の選定を行うなど、必要に応じ見直していくこととします。



「図1」公の施設の管理運営方法等の見直しプロセスフローチャート図

判断のポイント

I 市の公の施設として運営すべき施設か？

○運営すべき施設

- ・市が責任を持って運営する必要がある施設
- ・他の施策との関連性が高く、市の果たすべき役割が大きい施設

II 市が直営すべき施設か？

○市が直営すべき施設

- ・他の施策との関連性が特に強く、市の果たすべき責任が顕著である施設
- ・高度な公共性、安定的な運営が求められる施設

○指定管理者制度を導入すべき施設

- ・より効果的な管理運営によりサービスの向上が見込まれる施設
- ・より効率的な管理運営によりコスト縮減が見込まれる施設
- ・民間による地域の雇用拡大・経済活性化に寄与できる施設

① 新規開設施設

新規に開設する公の施設のうち、民間事業者のノウハウの導入による市民サービスの向上や、施設の効果的かつ効率的な運営が図られるなど導入効果が期待できる施設については、開設に合わせて公募により指定管理者の選定を行うこととします。

② 直営施設

現在、市が直営で管理運営を行っている施設のうち、民間事業者のノウハウの導入により市民サービスの向上や、施設の効果的かつ効率的な運営が図られるなど導入効果が期待できる施設については、積極的に指定管理者制度を導入し、制度の導入に当たっては、原則として公募により指定管理者の選定を行うこととします。

### ③ 制度導入済施設（非公募施設）

既に指定管理者制度を導入している施設のうち、非公募により指定管理者を選定している施設については、指定期間の更新時に原則として公募による選定へと切り替えを行います。

ただし、下記（Ⅲの1の④）の非公募とすることができる基準を満たす施設については、公募によらず指定管理者を選定することができることとします。

### ④ 非公募とすることができる基準

指定管理者の選定に関して、民間のノウハウの導入により住民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる団体を公募のうえ選定することを原則としますが、下記項目のいずれかに該当する場合にあっては例外的措置として公募によらないことができます。

#### （ア）次に掲げる施設に該当する場合

##### （i）地域密着型施設

地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な運営管理を行うことができる施設

##### （ii）利用者と施設管理者の信頼関係が重要となる施設

社会福祉施設など、利用者と施設の管理者との間の継続的な信頼関係が重要となる施設

##### （iii）事業運営の特殊性が重視される施設

施設の管理運営において、企画立案等における高度な専門性、長期的な視野に立った人材の育成・確保、及び事業の継続性などを特に必要とし、これらの特殊性からノウハウを有する団体が客観的に特定される施設

##### （iv）法人等と密接不可分な施設

法人等の設立目的とその施設の設置目的等が密接不可分である施設や法人等の役割と施設の設置目的・機能の全部又は一部が合致する施設であり、当該法人等が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できる場合

##### （v）施設の統廃合、大規模改修、譲渡等が予定される施設

施設の統廃合、大規模改修、譲渡等を予定している場合であって、それまでの間、現在の指定管理者による管理運営を継続することが合理的であると認められる施設

##### （vi）複合施設等で、公募しない他の施設と一体的管理をすることが合理的な施設

##### （vii）PFI事業者を指定する場合

#### （イ）特定の団体を指定することについて、市の政策的な方針に照らし合理的理由がある場合

ただし、公募によらない場合においても、以下の点について留意するものとします。

① 民間事業者等他の団体の参加を制限することから、非公募とする必要性や他への影響等について十分に検証します。

② 指定管理者制度導入の目的である住民サービスの向上を妨げないよう、指定管理者に指定しようとする団体の施設管理運営能力等を十分に検証します。

## 2. 指定期間

地方自治法第244条の2第5項に基づく指定期間は、3～5年の期間を基本とし、指定管理者選定評価委員会において決定します。

ただし、施設の廃止や施設の譲渡が決定されている施設や管理運営方法の大幅な変更を行う施設については、指定管理期間を短期（1～2年）に設定し、その間に施設の廃止、譲渡の手続きや管理運営方法の見直しを進めることとします。

### 3. 利用料金制度

指定管理者制度導入に併せて利用料金制度を導入することにより、自立的な経営が図られる施設(市からの財政支援を受けずに採算が見込まれる施設)については、利用料金制度の積極的な導入を図ります。

### 4. 条例の制定

指定管理者制度の導入に伴い条例の改正等を行う場合においては、指定の手続き等について条例で規定することが必要となっています。総則的な「南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」（平成18年4月1日条例第238号）は制定されていますので、各施設の個別条例の改正については、各施設を所管する担当課において対応する必要があります。

#### 【条例で定めるべき事項】

- ・ 指定管理者の指定の手続  
申請の方法、選定基準等
- ・ 指定管理者が行う管理の基準  
住民が公の施設を利用するに当たっての基本的な条件、公の施設の管理上必要  
不可欠な業務運営の基本的事項
- ・ 指定管理者が行う業務の範囲  
施設ごとにそれぞれの施設に対応した管理運営業務

### 5. 個人情報保護

利用者の個人情報の適正な取り扱いを確保するため、「南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」で明文化しています。

### 6. 指定管理者と市の責任分担

公の施設を管理する上で、事前に想定できない事故などの様々なリスクが発生する可能性があることから、リスク発生時の円滑な対応を図り、安定的な管理運営を継続するため、事前に指定管理者と市との間で想定できるリスクの責任分担を定めることとします。

なお、リスクの責任分担については、下記の「表2」リスク分担表を参考にし、各施設の機能、特性等に応じて、協定書において取り決めることとします。

「表2」 リスク分担表

リスクが生じる原因		リスク負担	
項目	内容	市	指定管理者
法令の変更	施設の設置基準、管理基準等の変更により、施設、設備の改修又は整備が必要なもの	○	
	上記以外の法令の変更		○
税制度の変更	一般的な税制度の変更		○
	消費税及び地方消費税税率の変更	○	
金利の変動	金利の変動等に伴う経費増加		○
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増加		○
需要の変動	当初の需要見込みと実際の需要に差異が生じたことによる損失		○
管理運営内容の変更	市の政策等による変更	○	
	指定管理者の発案による変更		○
管理運営の中断・中止	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設の利用許可等	施設の利用許可、利用許可の取消し等		○
	施設の目的外使用許可	○	
施設、設備の修繕等	施設、設備の新設又は増改築	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	その他特別な事情があると認められるとき	協議事項	
施設利用者等への対応	施設の管理運営に対する利用者又は地域住民からの要望、苦情等への対応に関するもの		○
	その他の事項	○	
損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	その他の事項	○	
保険への加入	火災保険への加入	○	
不可抗力	不可抗力（自然災害及び人的災害等）による施設、設備等の復旧、管理運営業務の変更、中止、延期	協議事項	
指定期間満了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定を取消された場合における指定管理者の撤収費用		○

## 7. 指定管理者に対するモニタリングの実施

指定管理者により施設の設置目的に沿った効率的かつ効果的な管理運営・良好なサービスの提供が行われているかを確認・評価し、次年度以降の業務内容等に反映させるため、モニタリングを実施し必要な措置を講じることとします。

モニタリングの実施にあたっては、別に定める「南丹市指定管理者制度導入施設におけるモニタリングマニュアル」に基づき行います。

## IV 指定管理者候補者の選定前の手続き

### 1. 指定管理者の募集

指定管理者選定評価委員会において、施設ごとに公募・非公募を決定し、所管する担当課において募集を行います。

ただし、複数の施設の管理運営を同一の指定管理者に行わせることが適当と判断される場合は、一括して募集を行うことができることとします。

なお、指定管理者候補者の選定にあたっては、複数の団体から申請があるよう適正に募集を行います。

### 2. 募集要項及び仕様書の作成

募集要項及び業務内容を詳細に記載した仕様書は、各施設を所管する担当課において作成します。

### 3. 公募の実施

公募を実施するときは、募集期間を定め、施設に関する情報、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲、申請者の資格や選定方法等を提示して実施します。公募は、市ホームページなどで行います。

- ア 公の施設の名称、所在地等の概要
- イ 申請することができる団体の資格
- ウ 申請を受け付ける期間
- エ 選定の基準
- オ 管理の基準
- カ 管理業務の範囲
- キ 利用料金に関する事項
- ク 指定管理者に指定しようとする期間
- ケ その他市長又は教育委員会が必要と認める事項

### 4. 公募に係る申請を受け付ける期間

受付期間（募集期間）は、1ヶ月程度を確保します。

### 5. 申請者の資格

#### （1）指定管理者に申請できる団体

指定管理者に申請できる団体の資格は、次に掲げる要件を満たすほか、公の施設ごとに定めます。

- ア 団体（共同事業体等のグループを含む。）であること（法人格の有無は問いませんが、法律上、個人が指定管理者になることはできません。）。
- イ 休日・夜間等において対応が必要な場合や、災害時の避難所として開設する必要があるが生じた場合等、緊急時に迅速な対応がとれる体制が必要な施設については、その条件をつけることができます。

## **(2) 指定管理者に申請できない団体**

団体又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者に申請ができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する団体
- イ 南丹市から指名停止措置を受けている団体
- ウ 市税、法人税、消費税等を滞納している団体
- エ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っている団体
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する団体
- カ その他指定管理者として不適当と認められる団体

## **(3) 公募によらない場合の措置**

非公募とすることができる基準を満たす場合においては、公募を実施せずに特定の団体を指定管理者の候補者として選定することができます。

なお、申請関係書類の提出期限は、指定管理者選定評価委員会が決定する期限とします。

# **V 指定管理者候補者の選定**

## **1. 指定管理者候補者の総合評価による選定**

指定管理者の候補者の選定にあたっては、指定管理者選定評価委員会において総合的な審査を行ない、最も適当な団体を選定します。

## **2. 指定管理者選定評価委員会**

### **(1) 設置**

公の施設の指定管理者の選定、指定管理者の指定の取消しやその他指定管理者制度の適正な運営を行うため、市の附属機関として「南丹市指定管理者選定評価委員会」を設置しています。

### **(2) 選定基準等**

候補者の選定にあたっては、以下のような選定基準について留意し、かつ総合的に判断しなければなりません。

- ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上
- イ 公の施設の有効的な活用と管理経費の縮減
- ウ 管理を安定して行う物的及び人的能力
- エ 市長が特に求める要件

### **(3) 選定結果**

選定結果については、施設を所管する担当課より申請者に通知し、決定に係る内容を公表します。

## VI 指定管理者の指定

### 1. 指定の議決等

指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければなりません。（地方自治法第244条の2第6項）

指定管理者の指定議案が南丹市議会で可決されたときは、施設を所管する担当課が指定管理者候補者を指定管理者として指定するとともに、その旨を告示します。

議決すべき事項は、以下の3点です。

- |           |                 |        |
|-----------|-----------------|--------|
| ・ 公の施設の名称 | ・ 指定管理者となる団体の名称 | ・ 指定期間 |
|-----------|-----------------|--------|

## VII 指定管理者の指定後の手続き

### 1. 協定の締結

指定管理者として指定したのち、公の施設の管理に関する協定を指定管理者との間で締結する。協定は基本協定及び年度協定とし、定める事項は原則として以下のとおりとします。

（基本協定）

- ア 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、所在地及び概要
- イ 指定管理期間に関する事項
- ウ 管理運營業務に関する事項
- エ 事業計画に関する事項
- オ 開館時間及び休館日に関する事項
- カ 事故及び損害の賠償に関する事項
- キ 秘密の保持及び個人情報の保護に関する事項
- ク モニタリングに関する事項
- ケ 事業計画書及び事業報告書に関する事項
- コ 指定の取消し及び管理運營業務の停止に関する事項
- サ 原状回復等に関する事項
- シ 不可抗力発生時の対応等に関する事項
- ス 権利義務の譲渡及び再委託に関する事項
- セ 目的外使用に関する事項
- ソ その他市長又は教育委員会が必要と認める事項

（年度協定）

- ア 指定管理者に支払う公の施設の管理に係る経費
- イ 年度協定の期間に関する事項
- ウ その他市長及び教育委員会が必要と認める事項

### 2. 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に事業報告書等を提出していただきます。

事業報告書等には、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等、指

定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されているものとします。

### **3. 適正な管理の監督、指示及び実施調査**

指定管理者が管理する公の施設の管理の適正を期するために、必要と認めた場合は、指定管理者に当該管理業務又は経理の状況に関する報告書を求め、定期及び随時に実地について調査し、又は必要な指示をするものとします。

### **4. 指定の取り消し及び業務の停止**

指定管理者が法令、条例又は協定に反し前項の指示に従わないとき、指定管理者から指定解除の申請があったとき、又はその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

また、指定の取消し及び停止を行った場合は、当該施設の所管課において、その旨を告示します。

### **5. 指定管理者の名称等の変更**

指定管理者は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地等を変更したときは、その旨を延滞なく届出しなければなりません。

また、その届出があった場合は当該施設の所管課において、その旨を告示します。

### **6. その他**

その他、指定管理者制度の実施に関し、調整等が必要な事項については、その都度、調整、整理を行います。

## 【資料 1】

### 地方自治法（抜粋）

昭和22年4月17日

法律第67号

#### （公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### （公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

## 【資料2】

### 南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成18年4月1日

条例第238号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める期間内に、規則で定める事項を記載した申請書に、指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を総合的に審査の上、当該公の施設の管理を行わせるのに最も適した法人等を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の管理を効果的かつ効率的に行うことができ、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認める要件

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、第12条第1項に規定する南丹市指定管理者選定評価委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条及び前2項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる要件のすべてを満たす法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。

(1) 第7条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合であって、前条及び前2項の規定による手続をとる暇がないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

4 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結等)

第4条 指定管理者は、市長と次に掲げる事項について公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(1) 公の施設の管理に係る業務の内容に関する事項

(2) 市が支払う管理費用に関する事項

(3) 公の施設の管理において知り得た秘密の保持のために必要な措置に関する事項

(4) 公の施設の管理において取り扱う個人に関する情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、指定を受けた公の施設(以下「指定管理施設」という。)に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定の取消し又は年度末を含む期間の業務の停止をされたときは、その日から起算して30日以内に当該年度分として、同日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況
- (3) 使用に係る料金の収入の実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の実態を把握するために必要な事項(業務報告の聴取等)

第6条 市長は、指定管理施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が前条の規定に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第3条第4項の規定は、指定管理者の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第9条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報保護)

第10条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、南丹市個人情報保護条例(平成18年南丹市条例第10号)に基づき、公の施設の管理を通じて取得した個人情報を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

第11条 指定管理者は、公の施設の管理に関して保有する情報の公開に努めなければならない。ただし、前条に規定する個人情報については、この限りでない。

(指定管理者選定評価委員会)

第12条 市長は、指定管理者の候補者の選定を適正に行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、南丹市指定管理者選定評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、第3条第2項に定めるもののほか、市長又は南丹市教育委員会の諮問に応じ、指定管理者による公の施設の管理に関する事項について調査審議する。

3 委員会は、8名以内の委員をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員(前項第2号に掲げる者のうちから任命される委員を除く。以下この項において同じ。)の任期は3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

(1) 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が決定するまでに行われる会議については、市長が招集する。

(1) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(2) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 委員の報酬及び費用弁償の支給については、南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南丹市条例第74号)の定めるところによる。

9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10 委員会の庶務は、総務部において処理する。

11 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第13条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と第2条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(規則等への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改める。

[略]